

トラフィックイーストアジア・レポート 「TRADING TAILS: Linkages between Russian Salmon Fisheries and East Asia Markets (ロシアのサケ漁業と東アジア市場の関連性)」

概要

ベーリング海は世界でもっとも生産性の高い冷水域生態系のひとつに数えられるが、その水産資源には重い漁業圧がかかり、さらに石油・天然ガス採掘計画による沖合、沿岸、河川の環境への影響も危ぶまれている。現在進行中のサケの調査・保護計画では、生物種の多様性が高く、状態の良い産卵環境があり、現行の法律・規制による保護が限られた水域を対象としている。このため、この調査ではカムチャツカ半島のサケに特に重点を置いている。極東ロシアにおけるサケ漁獲量の多くが東アジア市場向けであることは、輸入データから明らかである。これらの市場は、サケの違法取引を助長する誘因になるという意味で積極的な役割を果たす可能性がある。したがって、極東ロシア産サケの市場と漁業の関連性を探ることは、サケの利用の現状を知る貴重な機会を提供し、持続的な漁業管理に関する新たな洞察につながる。

ロシアとの違法なサケ取引において日本、中国、韓国が果たす役割を検討するには、まず東アジア市場におけるサケ流通システムの特徴を説明する必要がある。次に、この調査では、これらの市場におけるロシア産サケの総量とロシアでの推定漁獲量を比較する。この方法で、合法的に生産される、報告のある漁獲量よりも市場に出回る量の方が多ければ、その差の大きさが IUU (違法、無規制、無報告) 漁業の程度を示唆するものと推定できる。この方法で IUU 漁業でとられた製品の推定取引量を見積もった後、IUU 漁業に対抗するための取引対策に関する提言をまとめる。

日本は一国としては世界最大のサケ製品の輸入国である。貿易統計によれば、ロシアは日本の冷凍ベニザケの 45~55% を供給しているが、日本のサケ・マス市場全体の 4~5% にしか相当しない。この全体的に低い割合は、日本の市場では養殖ギンザケ *Oncorhynchus nerka* と、国内で畜養したシロザケ *O. keta* とカラフトマス *O. gorbuscha* の量が多いためである。とは言え、ベニザケは日本でもっとも珍重されるサケ類の一種であり、ロシア産ベニザケはベニザケの中でも特に人気があるとされる。近年、一尾を丸ごと塩漬けた伝統的な形から、そのまま食べられる甘塩の切り身などへと、消費者の好みが変わってきた。もうひとつのロシア産のサケ製品で人気があるのはサケの卵である。これは筋子 (卵巣全部) かイクラ (ほぐした卵) の形で売られる。貿易統計によれば、イクラのロシアからの輸入は大量ではないが、筋子の輸入量は多く、日本に輸入された後にイクラに加工されるようである。大型スーパーマーケットチェーンの増加に伴い、中央の卸売市場を通さずにサケを直接、輸入・加工・販売することが増えている。それにより、サケ加工の拠点が北海道から人口の多い大都市圏近郊に移ってきた。日本は中国からのサケの積荷すべてに対し、複雑で手間のかかる事前輸入承認手続きを義務づけている。この制度は、中国が日本のサ

ケを他の市場向けに加工することを禁止していないにもかかわらず、中国が日本市場向けにサケの加工をすることを効果的に抑えている。

中国は低コストの魚加工の拠点として、世界のシーフード流通網で決定的に重要な役割を果たしている。これはロシア産サケの場合に特にあてはまる。中国がロシアから輸入するベニザケの量は、日本のロシア産ベニザケ輸入量の数十分の一にすぎないが（2006年は3%）、中国はロシアからシロザケとカラフトマスを大量に輸入している（2006年は14万t弱）。これら2種の輸入量は2002年と比べて8倍に増加しており、2006年には初めて、ロシアからの供給量が日本からの供給量を上回った。サケ輸入のほとんどが、加工後は再輸出される「輸入加工貿易（inward processing trade）」とされ、これらは26%の関税が免除される。中国で加工されるサケは主に米国と欧州の市場向けである。中国の工場によるサケの仕入れは、その時々に入手するものを仕入れるという形で行われるが、高級な原料を仕入れる資力のある工場は、ロシア産天然サケ、特にカムチャツカ北部産のものを好む。中国の工場にはロシア側に現金で前払いできるだけの準備金がないため、しばしば韓国（および日本）のブローカーを通じて未加工のロシア産サケを仕入れる。日本または韓国を経由するか否かを問わず、中国によるロシア産サケの輸入には、ロシアの原産地証明書を必要とし、この書類に関する問題により、積荷の受け入れが拒否されることがある。

韓国にはサケを大量に扱う国内市場はないが、ロシアと日本・中国の消費者および加工業者との間のサケ取引において、重要な仲介者の役割を果たしているようである。その理由のひとつは、韓国が歴史的に、ロシア漁場で操業する漁船と漁具の修理を引き受けてきたことである。また、韓国の保税倉庫施設は料金が安く、それらがロシア産サケの無税保管倉庫として使われるという理由もある。低コストという要因に加え、製品の受け取り、所有権の譲渡、最終目的地までの輸送の手続きが、韓国では他の国よりも迅速におこなわれると取引業者は報告している。この韓国を通じた第三者取引は、ロシアの水産会社と中国の加工業者の両方にとり、特に魅力があるものと思われる。それによりブローカーが現金かバーター取引でロシアから魚を買い付け、それから製品を加工業者に掛けで売ることができるからである。保税地域は関税記録をとる対象になっていないため、製品が最終的に韓国に輸入される場合を除き、韓国の輸出入統計値を使い、そこを通過する取引量を推定することができない。ロシアはシーフードの25%が韓国に輸出されると報告しているが、少なくともサケについては、韓国のロシアからの輸入量は少ない（年間、ベニザケが100t未満、シロザケとカラフトマスが3000t未満）。第三者取引により、原産地証明書を不正に変更する機会が増えるかもしれないが、ロシア産サケが韓国産に書き換えられたことを示す証拠はない。

東アジア市場におけるIUUロシア産ベニザケ製品の潜在的規模を評価するために、漁獲量、輸入量、市場データの編集とモデリングをおこなった。手始めに漁獲量と税関データをおおまかに比較したところ、すべての年に、日本のロシア産ベニザケ輸入量がロシアからの輸出量を超過し、検討した5年間のうち3年間について、ロシアでの報告漁獲量を超

過していることが示された。方法とデータの出所の違いはあるが、東アジア市場で取引されるロシア産ベニザケの量に関するベイズモデルでは一貫して、報告漁獲量に比べて取引量が多いことが示された。さらに、モデリングされた漁獲量と取引量では、両方のモデルで2005年に統計的に有意な超過漁獲量（取引量が報告漁獲量を上回る場合の超過分）が示され、2003年から2004年についても超過漁獲量の存在が強く示唆された。これらの年に関し、年間超過漁獲量の中央値は8,000 tから15,000 tの範囲と推定され、金額にして4,000万ドルから7,600万ドルに相当する。これらの取引量は報告漁獲量の150%から190%に相当し、極東ロシアでのIUU漁業により公式に報告された漁獲金額よりも40~60%増えるという以前の推定値とかなり一致する。この分析では、取引量のみにも焦点を絞ったため、超過漁獲量が違法取引を意味するのか、それとも単に未報告の漁獲量を意味するのかを判断することは不可能だった。しかし、輸入モデルと市場モデルの結果がかなり一致することから、超過漁獲量は両方のモデルで考慮された流路を介して市場に到達することが示唆され、漁船による水揚げではなく、貨物船が関与するルートを示しているものと思われる。

ロシアでのサケのIUU漁業を防ぐために東アジア市場で講じられているか、または講じることができる潜在的な取引に対する対策の分析を、政府、産業界、消費者についておこなった。産業界と消費者は、特定サプライチェーンがIUU漁業でとられた製品の排除をできるように支援できるが、港やその他の税関境界で政府による厳格な取り締まりをおこなわない限り、IUU漁業による製品は東アジア市場内の他の流路に潜り込み続ける。このため、IUU漁業でとられたサケを東アジア市場から閉め出すために、提言の多くは東アジア諸国の政府による対策に焦点を絞っている。さらに広くとらえると、これらの措置はすべてロシアの外で実施され、必ずしもロシア漁場での操業に影響を与えないため、必ずしも他市場向け（すなわち国内または東アジアの外）のIUU漁業を防止することにはならない。したがって、この研究の提言は、一連の対策の一部であり、ロシア国内で対応する措置をとることで補足することが必要があると考えることが重要である。

- 海上での積み換えを禁じ、船舶ごとに情報を作成することにより、ロシアでの輸出書類の管理を大幅に強化できる。東アジア側の輸入管理官は、ロシア側係官との調整をおこなう際に、その提案を支援すること。
- ロシア政府と東アジアのポート・ステート・コントロール（国際条約の基準を満たしているか、寄港国が外国船籍の検査すること）当局との協力を、ロシアを旗国とする船だけでなく、ロシアの排他的経済水域（EEZ）または周辺公海で操業するロシア以外の船も含めるよう拡大すること。
- 北太平洋で漁獲された製品に関する偽造その他の輸入書類をめぐる不正行為に関する情報を共有するために、ロシア、日本、中国、韓国の輸入管理官が関与する調整グループを編成すること。
- 国内法の適用範囲が不十分なため、保税倉庫地域で原産地証明書の妥当性を確認できない場合は、IUUで漁獲された魚の取引を助長する手段としてのそれらの地域の利用を防止できるよう、当局の権限を強化すること。

- 輸入管理当局は、申告内容の正確さを確認するための最初の一步として、抜き打ち検査をおこなうプログラムを開始すること。これと併せて、税関当局が漁業関係者から専門知識の提供を受けるための正式なメカニズムを導入すること。
- 中国と韓国は、シーフードのラベリングとトレーサビリティのシステムを強化し、まだ義務づけられていない場合は、魚種、漁場、原産国に関する情報を要件に加えること。
- 日本と中国は IUU 漁業の防止、阻止および排除するための国際行動計画に従い、国内行動計画を策定すること。
- 中国は世界でも主要な魚の加工国として、太平洋のサケ資源を管理する上で重要な利害関係を持ち、また、そのような管理を支援するための潜在的な寄港国または取引対策において重要な役割を果たすことを踏まえ、北太平洋遡河性魚類委員会 (NPAFC) *¹への加盟を中国に促すこと。
- NPAFC は寄港国と取引に関係する対策について協議するために、その実施委員会の審議事項を拡大すること。寄港国と取引に関係する対策についての協調的討論は、公海上での IUU 漁業活動の防止に役立ち、国内での EEZ 問題を抱える加盟国を助け、実際の漁獲量の推定と資源量評価の改善を支援することができる。
- 水産資源の加工業者、流通業者、卸売業者、小売業者は、国内のラベリングおよび製品トレーサビリティに関する要件に従うこと。また、まだ義務づけられていない場合は、全製品に対する原産国、種名、漁場のラベリングを考慮すること。
- 製品の市場での優位性の獲得を目指す東アジアのサケ生産業者は、合法的出所を証明するために自主的な行動規範の導入を考慮すること。海洋管理協議会 (MSC) の証明書などの証明書発行制度は、加工・流通過程の証明を助け、責任ある漁業の問題に関する一般市民の意識向上と IUU 漁業製品に対する需要を抑えるのに役立つ。
- 消費者は地元で販売される製品の出所と生産方法に関する完全で正しい情報を得るために、受動的ではなく能動的な役割を果たすこと。
- 学術機関、個人研究者、環境団体は、IUU モニタリング・ネットワークや英王立国際問題研究所 (チャタムハウス) *²のイニシアティブなどの既存のフォーラムを通じ、今後も協力を続けて、特に東アジアで研究を進め、政策に影響を与え、消費者を教育すること。

*1 : 北太平洋遡河性魚類委員会 (NPAFC) : 「北太平洋における遡河性魚類の系群の保存のための条約 (Convention for the Conservation of Anadromous Stocks in the North Pacific Ocean)」のもとに設立。委員会は、条約区域における遡河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存のための措置を締約国に勧告する。また、そのための締約国間の協力のための場を設ける。条約の加盟国はカナダ、日本、ロシア、米国、韓国。

*2 : 英王立国際問題研究所 (チャタムハウス) : 外交政策に関するヨーロッパのシンクタンク。